

所有者不明土地に関連する動き

国交省の取組

自民党

内閣府等

民間プラットフォーム

H27.4～

**所有者の所在の把握が難しい
土地への対応方策に関する
検討会**
(委員長:山野目教授)

⇒現行制度を前提とした方策の検討等

H28.3

- ・検討会最終とりまとめ
- ・「所有者探索・利活用ガイド
ライン」策定

H29.3

- ・ガイドラインの改訂(第2版)等

H28.10～

議員懇談会

⇒土地制度全般の考え方から登記
制度に至るまで幅広く議論

H29.4

提言とりまとめ

H29.4～

党政調・特命委員会

⇒公共的事業促進の観点から議論

H29.6.1

中間とりまとめ

H29.6.9 骨太の方針・未来投資戦略(閣議決定)

引き続きフォローアップの実施

資料 5 - 4

H29.2～

**経済財政諮問会議
経済・財政一体改革推進委員会
(国と地方のシステムWG)** 等

H29.1～

増田研究会

(所有者不明土地問題研究会)

⇒所有者不明土地の実態把握
経済・社会への影響
所有者不明土地問題の解決の
方向性

H29.6.26

中間整理公表(実態把握中心)

H29.10～12

提言公表(予定)

市町村等の現場の実務で活用されるガイドラインを策定

①所有者探索の基本は、登記情報、住民票の写し等、戸籍、聞き取り調査

⇒第1章 一般的な所有者情報の調査方法を整理(探索の手順をフローチャート等でわかりやすく提示)

②必要な探索を尽くしても所有者又はその所在が判明しなかった場合には、土地の利活用のための制度を活用

⇒第2章 個別制度の詳細(不在者財産管理制度、相続財産管理制度、訴訟等、土地収用法に基づく不明裁決制度、認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例 等)

③①による探索、②の制度の活用を基本としつつ、当該土地の状況、当該土地を利用する主体及び事業の内容ごとに探索方法や解決方法は異なる。

⇒第3章 土地の状況別の所有者情報の調査方法と土地所有者が把握できなかった場合の解決方法

第4章 事業別の所有者情報の調査方法と土地所有者が把握できなかった場合の解決方法

④東日本大震災の被災地における、所有者の所在の把握が難しい土地の取得の加速化の取組は、運用改善により対応したものも多いことから、平時における用地取得等の参考にもなる。

⇒第5章 東日本大震災の被災地における用地取得加速化の取組

⑤費用、補助制度、相談窓口等、円滑な探索や制度活用のための基礎的情報の整理

⇒第6章 所有者の探索や制度活用に係る費用と相談窓口等について

⑥所有者情報に関する市区町村の担当部局を中心に取り組まれることが望ましい対策の整理

⇒第7章 所有者の所在の把握が難しい土地を増加させないための取組(死亡届時のきめ細かな案内、土地への関心が高まる機会を活用した相続登記に係る普及啓発、所有者情報の円滑な活用 等)

★解決事例について、豊富に掲載 (事例集)